

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年九月十六日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		
氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地
泉谷 千絵	高市郡高取町	高市郡高取町大字羽内六七番一、六七番五及び六八番一並びに大字薩摩八七番

二 認可年月日

令和七年九月八日